

小児医療費助成制度の拡充について

1 現行制度の概要

(1) 趣旨

医療費助成により、子どもの健全な育成と小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 助成内容

ア 0歳児から小学校2年生まで

対象者に医療証を交付し、入院・通院の保険医療費の自己負担額を、原則、窓口負担のない現物給付方式により助成

イ 小学生3年生から中学校卒業まで

入院の保険医療費の自己負担額を償還払い方式により助成

(3) 所得制限

1歳児以上の場合、児童手当法施行令に定める所得限度額に準拠した所得制限あり

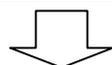
扶養人数	0人	1人	2人	3人
所得限度額	630万円	668万円	706万円	744万円
収入額（目安）	833万円	875万円	917万円	960万円

2 制度拡充の内容

子どもが病気の時に、費用の心配なく安心して医療を受けられる環境整備を行うことで、安心して子どもを産み育てることのできる社会づくりを推進するため、平成28年4月から通院医療費の助成対象を小学校3年生に引き上げます。

【現行】

対象年齢	助成の範囲	所得制限
0歳児	通院・入院	なし
1歳児～ <u>小学校2年生</u>		児童手当法に定める所得制限の額と同額
<u>小学校3年生</u> ～中学校卒業	入院のみ	所得制限の額と同額



【拡充後】

対象年齢	助成の範囲	所得制限
0歳児	通院・入院	なし
1歳児～ <u>小学校3年生</u>		児童手当法に定める所得制限の額と同額
<u>小学校4年生</u> ～中学校卒業	入院のみ	所得制限の額と同額

3 拡充の影響

(1) 通院医療費の助成対象者の増加見込数 約9,000人

※ 平成27年度末の通院医療費の助成対象者見込数 約100,000人

(2) 平成28年度当初予算 4,077,030千円 (前年度比 268,592千円増)

(うち県補助金 623,334千円)

※ 平成27年度当初予算 3,808,438千円

(うち県補助金 611,844千円)

(参考) 川崎市における制度の変遷

昭和48年 4月 川崎市乳児医療費助成制度開始

[0歳児のみ(入院・通院)所得制限なし]

平成 7年10月 神奈川県補助事業開始に伴い川崎市小児医療費助成制度に改める

(0歳児から2歳児 (入院・通院)
3歳児～中学卒業まで(入院のみ)
1歳児以上所得制限あり)

平成 9年 7月 所得制限を緩和

平成11年 1月 3歳児まで通院医療費の助成対象を拡大

平成14年 1月 4歳児まで通院医療費の助成対象を拡大

平成17年 1月 5歳児まで通院医療費の助成対象を拡大

平成18年 4月 所得制限を緩和

平成19年 1月 小学校就学前まで通院医療費の助成対象を拡大

平成24年 6月 所得制限を緩和

平成24年 9月 小学校1年生まで通院医療費の助成対象を拡大

平成27年 4月 小学校2年生まで通院医療費の助成対象を拡大

平成28年 4月 小学校3年生まで通院医療費の助成対象を拡大